令和８年（フ）第７５号
青森県つがる市柏桑野木田浅井45番地32
債務者　成田　　宗
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
栃木県小山市大字羽川358番地３　メゾン・ド・ペッツセシル105号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町大師町15番10号
債務者　横井紀美子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１１１号
栃木県栃木市平柳町２丁目５番23号　ニュー栃木ハイツ７号713号室
債務者　玉川　　怜
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１１４号
栃木県栃木市平井町200番地　平井市営住宅Ｒ－112号、前住所栃木県下都賀郡大平町大字牛久642番地
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第４３号
青森県五所川原市字田町187番地13　コーポしぶたにＢ号
債務者　成田　節子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第７０号
青森県五所川原市字一ツ谷518番地８　ルミエールＳ101
債務者　小池　勇気
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第７３号
青森県北津軽郡鶴田町大字沖字岡田60番地２
債務者　三橋江利子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第９４２号
京都府京田辺市大住平谷８番地59　ルミエール大住101
債務者　川本茉莉亜
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９７９号
京都市右京区京北上中町宮ノ下22番地　なごみの里　110号
債務者　中村　清子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１３８号
島根県松江市西津田六丁目14番17号　コーポ安田201号室
債務者　三上　香奈
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９６号
青森県弘前市大字熊嶋字里見129番地１
債務者　花田　愛弓（旧姓椛沢、竹谷）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第５１号
栃木県大田原市寒井1463番地３
債務者　深澤　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１０２１号
東京都武蔵野市桜堤１丁目２番19―502号
債務者　淺井　　正
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０８０号
東京都武蔵野市緑町２丁目４番38―202号レジデンスとやま
債務者　保坂　基実
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０８７号
東京都昭島市福島町1011番地７ＭＯＮＴＡ202号
債務者　戸梶　京香
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１８６号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地５－１－304
債務者　辻濱　優子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１２号
東京都小平市花小金井３丁目14番５－31号
綿貫方、住民票上の住所神奈川県横浜市中区山下町217番地八〇〇中心Ｈ号室
債務者　尾﨑　千惠
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部